



報道関係者 各位

平成29年8月24日

【照会先】

埼玉労働局労働基準部賃金室

室 長 大 鷲 亨

室長補佐 角 入 則 夫

(電話) 048-600-6205

平成 29 年(1 月～3 月)調査における最低賃金違反は 16.2%

～ 前年同期より 0.2 ポイント改善 ～

埼玉労働局（局長 荒木祥一）は、県内の労働基準監督署が本年 1 月から 3 月に実施した最低賃金の履行確保を図るための集中的な調査（監督指導）結果を以下のとおり取りまとめたので発表します。

なお、調査は、最低賃金未満が疑われる業種・規模の事業場に対して実施したものです。

また、最低賃金額以上の賃金を支払っていない事業場に対しては、改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行っています。

1 最低賃金法違反の状況

(1) 調査（監督指導）実施事業場数等（別紙表 1 参照）

平成 29 年 1 月から 3 月の間に 468 事業場に対して調査（監督指導）を実施した結果、**最低賃金額未満**の労働者がいたのは 76 事業場、**違反率は 16.2%と前年度 16.4%に比べ 0.2 ポイント改善**した。

このうち地域別最低賃金適用事業場における違反率は 16.3%と前年度 14.1%に比べ 2.2 ポイント悪化し、特定（産業別）最低賃金適用事業場における違反率は 15.4%と前年度 34.1%に比べ 18.7 ポイント改善した。

(2) 最低賃金額未満の労働者数（別紙表 1 参照）

最低賃金額未満で雇用されていた労働者数は 263 人で、調査（監督指導）実施事業場の**全労働者数に占める割合は 3.9%**と前年度 3.4%に比べ 0.5 ポイント悪化した。

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合（別紙表 2 参照）

最低賃金額未満の労働者のうち**パート・アルバイトが 229 人**と全体の 87.1%を占めた。

(4) 最低賃金額に対する認識（別紙表 3 参照）

最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった **76 事業場のうち 7 事業場**が最低賃金が適用されることを知らなかった。

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由（別紙表 4 参照：複数回答のため合計は 101 件）。

最低賃金額以上を支払っていなかった理由のうち最も多かったのは「**適用される最低賃金額を知らなかった**」の **42 事業場**で全体の 55.3%、続いて、「**売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった（企業間取引の問題を除く）**」の **11 事業場**で全体の 14.5%であった。

2 今後の対応

埼玉労働局では、今後とも最低賃金の履行確保を図るため、引き続き最低賃金制度及び最低賃金額について広く周知を図るとともに、事業場に対する調査（監督指導）を実施することとしている。

また、最低賃金違反の背景として、事業場における経営面の影響も伺えることから、企業の経営面や労務面についての支援を行う「最低賃金ワン・ストップ無料相談」窓口の利用の促進を図ることとしている。

※「最低賃金ワン・ストップ無料相談」については、参考資料 1 のリーフレットを参照。

※※埼玉県 lowest賃金額は、参考資料 2 のリーフレット「埼玉県の最低賃金(平成 28 年度版)」を参照。

最低賃金の履行確保を主眼とする調査(監督指導)結果 (平成29年1月～3月)

表1 調査(監督指導)実施事業場数、同労働者数

	調査(監督指導)実施事業場数	最低賃金未 満事業場数	違反率(%)	調査(監督指導)実施事業場労働者数	最低賃金未 満労働者数	最低賃金未 満労働者の 比率(%)
地域別最低賃 金適用事業場	442	72	16.3%	6,383人	247人	3.9%
	(341)	(48)	(14.1%)	(4,907人)	(130人)	(2.6%)
特定(産業 別)最低賃金 適用事業場	26	4	15.4%	424人	16人	3.8%
	(44)	(15)	(34.1%)	(444人)	(53人)	(11.9%)
合 計	468	76	16.2%	6,807人	263人	3.9%
	(385)	(63)	(16.4%)	(5,351人)	(183人)	(3.4%)

※ () 内は平成28年1月～3月の調査(監督指導)実施結果(以下同様)

【参考】最低賃金主眼調査(監督指導)実施状況の推移

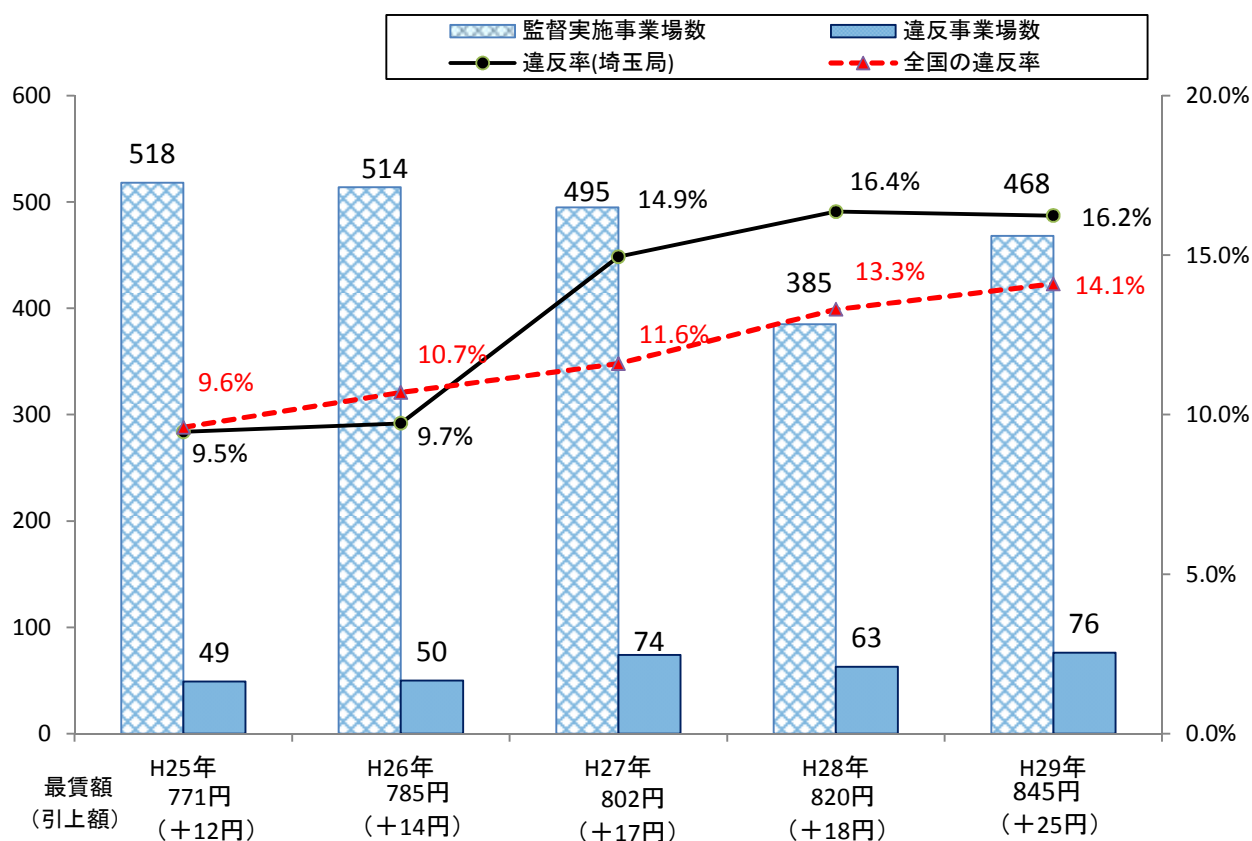


表2 最低賃金未満労働者数のうちのパート・アルバイトの割合

	調査(監督指導)実施事業場労働者数	最低賃金未満労働者数		
			うちパート・アルバイト	比率※
地域別最低賃金適用事業場	6,383人	247人	221人	89.5%
	(4,907人)	(130人)	(108人)	(83.1%)
特定(産業別)産業別最低賃金適用事業場	424人	16人	8人	50.0%
	(444人)	(53人)	(40人)	(75.5%)
合 計	6,807人	263人	229人	87.1%
	(5,351人)	(183人)	(148人)	(80.9%)

※の数字は、最低賃金未満労働者数に対する割合(%)である。

表3 最低賃金額以上の賃金を支払っていなかった事業場における最低賃金に対する認識

理 由	事業場数	割 合
適用される最低賃金額を知っている。	26	34.2%
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	43	56.6%
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	7	9.2%

表4 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理由内容	件数	割 合
売上減・コスト増により最低賃金額を支払うことができなかった(下記の理由を除く)。	11	14.5%
企業間取引(BtoB取引)の問題により、最賃額を支払うことができなかった。	0	0.0%
適用される最低賃金額を知らなかった。	42	55.3%
最低賃金の改定(金額・発効日)を知っていたが賃金の改定をしていなかった。	9	11.8%
賃金を時間額に換算して比較していなかった。	4	5.3%
パート・アルバイトには適用されないと思っていた。	1	1.3%
労働能力が低い場合は適用されないと思っていた。	3	3.9%
高齢者には適用されないと思っていた。	4	5.3%
外国人には適用されないと思っていた。	0	0.0%
最低賃金の減額の特例許可の更新申請を怠っていた。	3	3.9%
労働者からの最賃額未満でも働かせてほしいとの申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた。	8	10.5%
その他	16	21.1%
計	101	132.9%

※ 複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超え、割合も100%を超える。

中小企業事業主のみなさまへ

賃金制度の見直しはどうすれば・・・
生産方法や販売方法を改善したい・・・

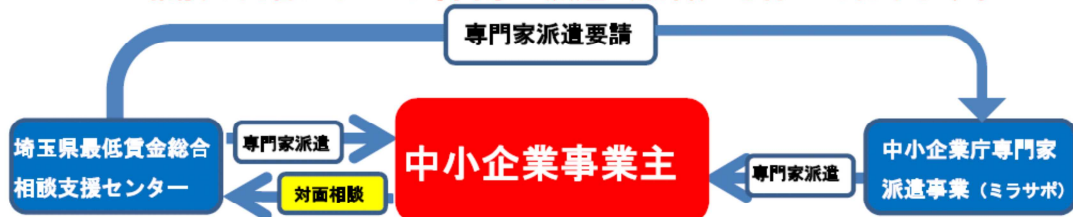
ワンストップ無料相談窓口のご案内

最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業主のみなさまを応援するため、さまざまな経営面、労働面の課題を明らかにし、問題解決を支援するための無料相談窓口として埼玉県最低賃金総合相談支援センターを設けております。

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

☎ 0120-310-394

ご相談の内容によって専門家の派遣（無料）も行っております。



【埼玉県最低賃金総合相談支援センター】

- (1) 受託団体 公益社団法人 埼玉県雇用開発協会
所在地：さいたま市浦和区仲町2-16-4
連絡窓口：電話048-824-8739
- (2) 対象地域 埼玉県全域
- (3) 事業内容
中小企業・小規模事業者を対象とする対面相談や専門家派遣の実施（無料です。）
 - ア 対面相談
埼玉県最低賃金総合相談支援センター（以下「支援センター」という。）において、最低賃金の引上げに向けて中小企業・小規模事業者が抱える様々な労務・経営に関する問題を解決するために無料相談を実施する。
 - イ 専門家派遣
支援センターから中小企業・小規模事業者のニーズに応じた専門家を派遣し、問題解決手法をアドバイスする。
- (4) 相談等の開設日等
 - ア 開設日 月～金曜日（祝祭日を除く）
 - イ 開設時間 8時30分～18時30分（12時から13時を除く）

埼玉労働局雇用環境・均等室 TEL. 048-600-6210
〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16F



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

埼玉労働局 雇用環境・均等室



悩める経営者の
チカラになります!

中小企業事業主の
みなさん
ご存知ですか?

**最低賃金
ワン・ストップ
無料相談**

社会保険労務士や経営コンサルタントが
中小企業事業主の悩みについて
無料で相談対応・専門家も派遣いたします。
ぜひ、ご相談ください。

最低賃金ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げの影響が大きい中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

ご相談の一例

経営に関する相談の例

- 販路開拓
- 新規事業
- 技術指導
- 資金調達
- マーケティング
- IT活用による経営力強化支援制度のご案内など

労務管理に関する相談の例

- 賃金、退職金、労働時間制度の見直し
- 就業規則（賃金規定など）の改正
- 高齢者雇用
- 人材育成
- 労働安全衛生対策
- 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度のご案内

社会保険労務士や

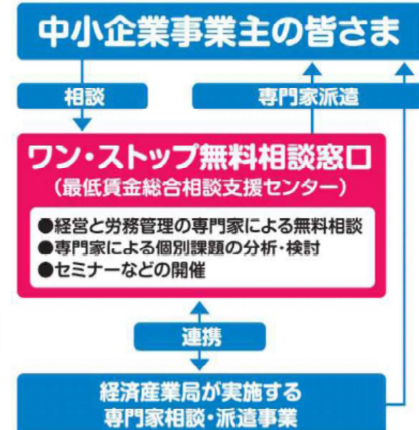
経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局が実施する事業から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。



中小企業専門家派遣・相談等支援事業



最低賃金ワン・ストップ無料相談窓口はこちら

埼玉県最低賃金総合相談支援センター

〒330-0062
さいたま市浦和区仲町2-16-4
岩井ビル4階 A号室
公益社団法人埼玉県雇用開発協会内
URL: <http://www.saichin-saitama.com>

フリーダイヤル

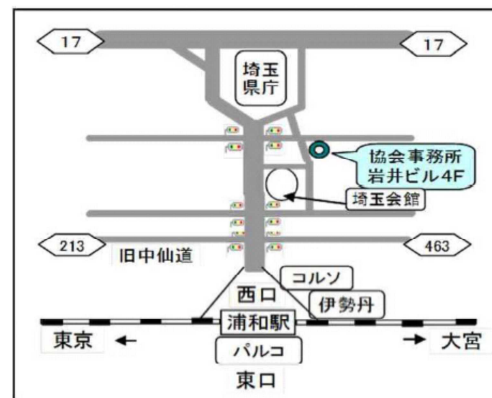
0120-310-394

FAX

048-767-3725

本事業に関するお問い合わせ先
埼玉労働局雇用環境・均等室

☎ 048-600-6210



埼玉県 の 最 低 賃 金

(平成 2 8 年度)

埼 玉 県 最 低 賃 金	時間額 (円)	埼玉県内で働く全ての労働者{特定(産業別) 最低賃金が適用される人を除く。} に適用されます。	発効日
	845		2 8 . 1 0 . 1

特 定（ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	時間額（円）	下記の人達には、埼玉県最低賃金が適用されます。	発効日
非鉄金属製造業 （非鉄金属第１次製錬・精製業、非鉄金属素 形材製造業及びその他の非鉄金属製造業を除く。）	884	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後３月未満の者であって、 技能習得中のもの 3 手作業による包装、袋詰め、箱詰 め又は運搬の業務に主として従事 する者 4 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	28. 12. 1
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械 器具、情報通信機械器具製造業 （医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）	889		
輸送用機械器具製造業 （産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 及びその他の輸送用機械器具製造業（自転 車・同部分品製造業を除く。）を除く。）	898		
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製 造業	897		
各種商品小売業 （百貨店や総合スーパーなどの衣・食・住に わたる各種の商品を一括して一事業所で小売 する事業が該当する。）	849	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後３月未満の者であって、 技能習得中のもの 3 清掃又は片付けの業務に主として 従事する者	
自動車小売業 （二輪自動車小売業（原動機付自転車を含 む。）を除く。）	897		

注) 1 最低賃金の対象となる賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・深夜・休日手当、臨時又は 1 月を超える期間ごとに支払われる賃金は算入されません。

2 著しく労働能力が低い人などについて、埼玉労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

埼 玉 労 働 局
各 労 働 基 準 監 督 署